

答申第 805 号

情 公 第 3107 号

令和 7 年 2 月 19 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 3 月 30 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件
（その55）（諮問第854号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、行政不服審査法第46条第1項の規定に基づく平成30年10月5日付け裁決を受け、令和元年12月23日付けで行った行政文書一部公開決定における非公開情報のうち、別表の項番③及び④の「非公開情報」欄に掲げる情報を公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 本件公開請求に対し、実施機関は、平成28年10月7日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、諾否の決定期間を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、行政文書一部公開決定（以下「原処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年2月23日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、原処分の取消しを求める審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行った。
- (4) 前回審査請求に対し、諮問実施機関（条例第17条に規定するものをいう。以下同じ。）は、平成29年6月27日付けで、神奈川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に諮問した。
- (5) 上記(4)の諮問に対し、当審査会は、平成30年8月6日付けで、次のア及びイに掲げる内容の答申（以下「前回答申」という。）を行った。
 - ア 実施機関は、平成28年9月15日13時30分から開催された特定会議Hの会議資料（以下「特定会議資料」という。）を対象文書として特定した上で、改めて諾否の決定を行うべきである。
 - イ 実施機関は、原処分において非公開とした情報の一部を公開すべきである。
- (6) 前回答申を受けた諮問実施機関は、平成30年10月5日付けで裁決（以下「本件裁決」という。）を行い、本件裁決を受けた実施機関は、審査請

求人に対し、令和元年12月23日付けで、特定会議資料に含まれる別表の項番①から⑥までの各「非公開情報」欄に掲げる情報（以下「本件非公開情報」という。）が条例第5条第1号本文又は第4号柱書に規定する非公開情報に該当することを理由とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(7) 審査請求人は、令和2年1月7日付けで、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(8) なお、過去に当審査会は、同一審査請求人に係る別の諮問案件において、本件非公開情報と同一の情報の非公開決定の妥当性について審議を行い、実施機関（担当：平塚保健福祉事務所）に対し、答申（令和6年10月8日付け答申第795号。以下「答申第795号」という。）を行っている。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 行政文書の特定の妥当性について

ア 文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か、解釈上の不存在と判断することが違法である。

イ 実施機関は、前回答申により、文書の特定漏れが認定されており、実施機関の別の担当課は、平成31年1月30日付け弁明書においてさらに特定漏れを起こしたことを自白している。それらの経緯を鑑みても、さらに特定漏れを行っていることが否定できない。

ウ 原処分について審査会で審査済みであるとの弁明があるが、実施機関が答申を尊重した裁決をするか、裁決どおりの処分をするかどうかは、別の問題であり、実際に、答申とは異なる処分がなされることが生じている以上、審査済みであるということとはできない。

(2) 非公開情報該当性について

ア 別表の項番①の「非公開情報」欄に掲げる情報について

受講者といっても、医師会又は病院ごとに枠が与えられて各所属の医師会又は病院の職務として当該研修に参加している以上、当該受講者個人の活動ではなく、法人や任意団体としての活動として行っているといえることができる。そうすると、条例第5条第1号には該当せず、同条第

2号該当性により開示・不開示を判断すべきであるが、かかる研修に参加したことが明らかになっても、法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、同条第2号にも該当しない。

したがって、開示すべきである。

イ 別表の項番②の「非公開情報」欄に掲げる情報について

連絡会議の構成員といっても、当該連絡会議ないし構成する法人ごとに枠が与えられて当該連絡会議ないし各所属の法人の職務として当該研修に参加している以上、当該受講者個人の活動ではなく、当該連絡会議や当該法人としての活動として行っているといえることができる。そうすると、条例第5条第1号には該当せず、同条第2号該当性により開示・不開示を判断すべきであるが、かかる会議に参加したことが明らかになっても、法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、同条第2号にも該当しない。

したがって、開示すべきである。

ウ 別表の項番③の「非公開情報」欄に掲げる情報について

面接対応実績の数値については、一般に、このような相談・面接は同じ人が継続的に面接を受けたり新たな人が面接を受けたりするなどして少しずつ増えていき、一定期間を経過したところで打ち止めになるものである。本件においても、開示文書には、いつ現在の面接対応実績なのかという記載があるとおおり、あくまでもその時点での数値であることが明記されていることから、後日、最終的な数値を公表することに対して何らの支障も生じない。処分庁は、公文書管理や情報公開の精神を全く理解していない。そもそも、面接の実績数値は、相談内容ではない。また、面接の実績数値を開示することを以って、相談事業が空洞化するというのは飛躍にすぎるといえるべきである。会議出席者からの情報提供であるという点については、全ての数値は出所が何らかのものからの数値であり、本件が当該会議の出席者からの情報提供であるとしても、何ら問題もない。行政にその件で質問や疑問が出されたとしても、混乱と称するのは不当である。

ほとんど面接が実施されていないものがあるのであれば、その担当者が高圧的に、または権威的に対応しているなどのことが考えられ、面接対象者の権利保護のためにも開示すべきである。

したがって、条例第5条第4号には該当しない。

エ 別表の項番④の「非公開情報」欄に掲げる情報について

面接対応実績の数値については、一般に、このような相談・面接は同じ人が継続的に面接を受けたり新たな人が面接を受けたりするなどして少しずつ増えていき、一定期間を経過したところで打ち止めになるものである。本件においても、開示文書には、あくまでいつの時点での数値であることが明記されていることから、後日、最終的な数値を公表することに対して何らの支障も生じない。上記の性質から日を開示したところで、後日の公表に支障を及ぼすおそれもない。処分庁は、公文書管理や情報公開の精神を全く理解していない。

したがって、条例第5条第4号には該当しない。

オ 別表の項番⑤の「非公開情報」欄に掲げる情報について

貴審査会の答申例によれば、情報公開請求に対して開示したとしても、開示請求者にのみ開示するにとどまり、一般に公表することにならないとのことであるから、公表という表現は適しないというべきである。票数と点数については、開示したとしても、採点の傾向や基準が実質的に明らかとなるとは程遠く、あくまで憶測の域を出ない。そして、これを開示しなかったとしても、関係者からの選考に関する要望はなされうるものであり、選考がある以上、関係者間で一定程度の摩擦とも言える現象が生じうることは不可避である。また、万一、採点の傾向や基準が実質的に明らかになるとしても、選考が不公平であった場合に選考の不公平が明らかになることはあっても、公平性に支障を来すことにはならない。むしろ情報開示によって得られた情報によって関係者が行政や公益性の強い民間団体等に要望等を出すことはそもそも情報公開法制の所期するところである。

したがって、条例第5条第4号には該当しない。

カ 別表の項番⑥の「非公開情報」欄に掲げる情報について

最終的に表彰されていないとしても、候補者に推挙されたというだけで名誉なことであり、決して不名誉なことではない。実際、映画や俳優、小説やモデルなどの表彰は、トップにならなくとも、最終選考に残ったというだけで名誉であることとして社会的に認知されている。公表していないから不開示とするというのは情報公開制度になじまない。公表されていないからこそ、不開示事由に該当しない限り、開示すべきである。公表していないことは不開示事由ではない。

したがって、条例第5条第4号には該当しない。

キ したがって、不開示部分は条例第5条各号に該当しないか、たとえ該当したとしても、同号ただし書全てに該当する。

(3) 条例第7条該当性について

ア 不開示部分は、いずれも、条例第7条に該当する。

イ 特定事件の重大性に鑑みて、ただし書の生命等保護規定や公益上の理由による裁量的開示規定は、まさに本件のような場合に発動すべきであって、言い換えれば、本件で発動しなければ如何なる場合にも同規定が発動されず、空文化することを懸念する。

(4) その他の主張

実施機関は、審査会の答申で開示の判断が出ている情報につき不開示と判断している。これは、条例第16条第1項の規定に違反するとともに、同条例及び行政不服審査法の全体の精神にも違反している。このような措置を繰り返すことで審査請求人に現金書留の高額な出費を強いており、これは由々しき事態である。

4 実施機関（担当：健康医療局総務室）の説明要旨

(1) 行政文書の探索の不十分性及び解釈上の行政文書不存在について

審査請求人は、文書の探索が不十分であることや、解釈上行政文書に該当しないと判断したことが違法である旨主張しているが、次のとおり、かかる主張には理由がない。

ア 本件審査請求は、原処分についてなされた前回審査請求を受けて行った本件裁決に基づき、特定会議資料を対象文書として再度特定の上行っ

た一部公開決定に対する審査請求である。

イ 審査請求人は、前回審査請求においても、上記と同様に文書の探索が不十分であること等を主張しており、この点については前回答申を受けに行った本件裁決においても明らかなように審査済みである。

ウ 当該審査の結果、本件請求の趣旨に照らし特定すべき文書は、本件裁決のとおり、原処分において特定した文書及び本件処分において改めて特定した文書のみであるところ、この点について変わるところはなく、また、これを覆すような新たな事情もないことに鑑みれば、本件処分における文書の特定に遺漏はない。

(2) 特定会議資料中の非公開情報（別表の項番①～⑥の「非公開情報」欄に掲げる情報）の条例第5条各号該当性について

ア 別表の項番①の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、医師会及び民間の病院に所属する医師の氏名であり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が記載されており、条例第5条第1号本文に該当する。また、かかる情報の内容に鑑みれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

一方、当該受講者名の中には氏名を公開されている者もいるが、これらの者は、市立病院の医師又は特定市の職員であり、その氏名がホームページや職員録で公開されていることから、同号ただし書イに該当する。

イ 別表の項番②の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、法人の職員の氏名及び役職であり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が記載されており、条例第5条第1号本文に該当する。また、かかる情報の内容に鑑みれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

一方、当該構成員名簿の中には氏名及び役職を公開されている者もい

るが、これらの者は、公務員及び独立行政法人の職員であり、その氏名がホームページや職員録で公開されていることから、同号ただし書イに該当する。

ウ 別表の項番③の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、特定事件に係る職員のこころのケア（面接）の実績値である。精神保健及び精神障害者の福祉に関する複雑困難な相談指導事業は、その内容において、個人の内面に関する情報を取り扱うことから、プライバシー性が高いものであり、特定施設のこころのケアもこれに含まれるところであり、その内容に対する秘匿の希望は、特段強いものと認められる。そして、こころのケア（相談）に関する情報の一部でも公開されることになると、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導事業を受けることを躊躇することとなる。また、相談指導事業が空洞化することで、結果として、①精神保健及び精神障害者福祉に関する総合技術センターであること、②地域精神保健福祉活動の拠点となる機関であることの機能低下を招き、精神保健及び精神障害者福祉に関する事務に支障が生じるおそれがあることを否定できないため、条例第5条第4号柱書に該当する。

また、面接対応実績は、会議出席者からの情報提供であり、公表前の実績のため公表数と異なり、公開することとなると、県民の混乱をまねくことが想定される。よって、面接対応実績の数値を公開することにより、正確な数値の公表に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当する。

エ 別表の項番④の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、特定事件に係る職員のこころのケアとして実施した面接の実績値であるが、公表前の未確定情報であって、正確性が担保されたものではなく、かかる情報を公開すると、後日、正確な数値を算出した上で行う正規の公表に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第5条第4号柱書に該当する。

オ 別表の項番⑤の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、予備選考結果の票数及び集計結果の点数である。これら

については、公表することにより、受賞者選考に当たっての採点の傾向や基準が実質的に明らかとなり、関係者からの選考に関する要望や関係者間の摩擦を惹起することが懸念されるなど、県が事務局を務める公衆衛生協会の受賞者選考事務の公平で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当する。

よって、条例第5条第4号柱書に該当する。

カ 別表の項番⑥の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、被表彰候補者のうちNo.6の氏名並びに被表彰候補者の職業、年齢、生年月日、特定団体での活動年数、特定団体の会員か否か、及び推薦理由である。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの非公開情報について、その情報の内容に鑑みれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

なお、No.6以外の者の氏名は公開されているが、これらの者は表彰されており、その氏名が公表されていることから、同号ただし書イに該当する。

(3) 条例第7条該当性について

条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることに鑑みると、ここにいう「公益上特に必要があると認められるとき」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、人の生命・身体などの保護の必要性よりも、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護する特別の必要性がある場合を意味すると解される。審査請求人は、本件処分において非公開とした情報が条例第7条に該当する旨主張するが、かかる情報の内容に鑑みれば、これらを公開したとしても、人の生命・身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的・公共的な利益を保護することにつながると

認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、同条に基づき裁量的公開をしなかったことは適当である。

5 審査会の判断理由

(1) 行政文書の特定の妥当性について

審査請求人は、文書の探索が不十分であると主張するなど、実施機関による行政文書の特定の妥当性を争っている。これに対し実施機関は、本件裁決において明らかなように、行政文書の特定については既に審査済みであり、これを覆す新たな事情もないため、文書の特定に遺漏はない旨主張している。そこで以下、本件処分における行政文書の特定の妥当性について検討する。

この点、当審査会は前回答申において、実施機関は特定会議資料を対象文書として特定した上、改めて諾否決定を行うべき旨の判断を示した。そして、その後の本件裁決の内容及び本件裁決を受けて実施機関が改めて行った本件処分の内容を確認したところ、いずれにおいても当審査会による前回答申に沿った判断が行われていることが認められ、特定会議資料以外に請求内容に合致する文書の存在をうかがわせる新たな事情が認められない以上、行政文書の特定に遺漏はないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、本件処分における行政文書の特定は妥当である。

(2) 本件処分における一部公開決定の妥当性について

審査請求人は本件非公開情報を公開するように求めているが、本件非公開情報が条例第5条各号に定める非公開情報に該当するか否かについては、答申第795号で判断済みであることから、以下、当該答申を踏まえて当審査会の判断を示すこととする。

ア 別表の項番①の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、「神奈川県地域災害医療コーディネート研修 受講状況」と題する文書に記載されている受講者の氏名と認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的な公開情報のいずれにも該当しないことを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第795号において、標記情報は「条例第5条第1号本文に規定する『個人に関する情報（略）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの』に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的な公開情報のいずれにも該当しないことは明らかであることから、実施機関が標記情報を同号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である」と判断した。そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的な公開情報のいずれにも該当しないものとして非公開としたことは妥当である。

イ 別表の項番②の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、「神奈川メンタルヘルス対策推進連絡会議 特定年度 構成員名簿」と題する文書に記載されている構成員のうち、特定の4法人の担当者の役職名及び氏名であると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的な公開情報のいずれにも該当しないことを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第795号において、標記情報は「条例第5条第1号本文に規定する『個人に関する情報（略）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの』に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的な公開情報のいずれにも該当しないと認められることから、実施機関が標記情報を同号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。」として、実施機関の判断を妥当とした。そして本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標

記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的な公開情報のいずれにも該当しないものとして非公開としたことは妥当である。

ウ 別表の項番③の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、特定事件を受けて特定施設職員向けに実施された面接対応実績人数で9月2日現在の人数であると認められる。

実施機関は、標記情報が精神保健及び精神障害者の福祉に関する複雑困難な相談指導事業に係るものであり、その内容において、個人の内面に関する情報を取り扱うことから、秘匿の希望が特段強いものとして、公開されることで相談指導事業に支障が生じるおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第795号において、「標記情報は面接対応実績人数という数値情報にとどまるものであり、個別の相談内容や相談対応等が記載されたものではない以上、標記情報の公開が実施機関の上記事業に支障を生じさせるとは認め難い。よって、本件処分時点においては、標記情報を公開しても、条例第5条第4号柱書が規定する『当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ』があるとは認められないため、実施機関は標記情報を公開すべきである。」と判断した。

そして、本件処分時においても、上記判断を覆すに足りる新たな事情は認められない以上、標記情報は条例第5条第4号の事務等に関する情報に該当するとは認められず、実施機関は標記情報を公開すべきである。

エ 別表の項番④の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、特定事件を受けて特定施設職員向けに実施された面接対応実績人数で9月8日現在の人数であると認められる。

実施機関は、標記情報が公表前の数値であり、公表する実績数と異なることから、これを公開すれば県民の混乱を招き、正確な数値の公表に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第5条第4号柱書に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第795号において、当該答申の対象となった処分時（平成31年1月31日）には、最終的な面接対応実績人数は記者発表されていたと思料され、仮に、公表前の面接対応実績人数が記者発表された最終的な面接対応実績人数と一致しないものであったとしても、公表前の面接対応実績人数が途中経過の数値にとどまるものであったことは明白となっている以上、公表前の面接対応実績人数を公開したとしても、最終的な記者発表数値の正確性に疑義を生じさせるような事態につながるとは想定し難いとして、公開しても条例第5条第4号に規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとは認められないため、実施機関は公表前の面接対応実績人数を公開すべきであると判断した。

そして、本件処分時（令和元年12月23日）においても、最終的な面接対応実績人数は記者発表されていたと思料され、かつ、上記判断を覆すに足りる新たな事情も認められない以上、標記情報は条例第5条第4号に規定する事務等に関する情報であるとは認められないため、実施機関は標記情報を公開すべきである。

オ 別表の項番⑤の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、特定年度研究奨励表彰の予備選考集計結果の得票数に関する情報であると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第795号において、「当該表彰が例年実施される事業であることを踏まえると、標記情報を公開することで、採点の傾向や基準が明らかとなり、関係者からの選考に関する要望や関係者間の摩擦を惹起することが懸念されるところの実施機関の説明は不合理とはいえず、今後も継続する表彰事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることは否定できない」として、条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当すると判断した。そして本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当す

るとして非公開としたことは妥当である。

なお、本件処分において実施機関は、予備選考集計結果の得票数のみを非公開としているが、答申第 795 号の対象となった処分においては、予備選考集計結果の得票数のみではなく、表彰候補となった作品の演題名、演者の氏名、演者の所属名等の情報（以下「その他表彰情報」という。）も含めて、条例第 5 条第 4 号柱書に規定する事務等に関する情報に該当するとして非公開としており、当審査会はこれを妥当と判断した。そして本件処分においても、その他表彰情報を含めて非公開としなければ、採点の傾向や基準が明らかとなり、関係者からの選考に関する要望や関係者間の摩擦を惹起することが懸念されることは否定し得ず、今後も継続する表彰事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることに変わりはないと認められる。したがって、その他表彰情報についても条例第 5 条第 4 号に規定する事務等に関する情報として非公開とすべきであったものであり、非公開情報該当性の判断に適切ではない点があったことをここに申し添える。

カ 別表の項番⑥の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、特定年度の「神奈川県公衆衛生協会長表彰被表彰者推薦一覧」と題する行政文書に含まれる情報の一部であり、被表彰候補者の氏名及び推薦団体名の一部並びに職業等、年齢、生年月日、県内活動年数、会員確認欄及び推薦事項の全てが非公開とされていることが認められる。

実施機関は、標記情報が条例第 5 条第 1 号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、標記情報には被表彰候補者の氏名が含まれていることから、その余の非公開情報も被表彰候補者の氏名と一体となって、全体として条例第 5 条第 1 号本文に規定する「個人に関する情報（略）」であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」と認められることから、実施機関が標記情報を条例第 5 条第 1 号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

なお、本件処分において実施機関は、被表彰候補者の氏名及び推薦団体名の一部（以下「一部氏名等情報」という。）を公開しているが、答申第 795 号の対象となった処分においては一部氏名等情報も含め、被表彰候補者に関する情報を条例第 5 条第 4 号柱書に規定する事務等に関する情報に該当するとして非公開としている。この点、当審査会は答申第 795 号において、一部氏名等情報も含めて、これを「公開することで、採点の傾向や基準が明らかとなり、関係者からの選考に関する要望や関係者間の摩擦を惹起することが懸念され」とする実施機関の説明は不合理とはいえず、今後も継続する表彰事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることは否定できない」として当該処分を妥当と判断した。そして本件処分においても、一部氏名等情報も含めて非公開としなければ、採点の傾向や基準が明らかとなり、関係者からの選考に関する要望や関係者間の摩擦を惹起することが懸念されることは否定し得ず、今後も継続する表彰事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることに変わりはないと認められる。したがって、実施機関は一部氏名等情報についても条例第 5 条第 4 号に規定する事務等に関する情報として非公開とすべきであったものであり、ここでも非公開情報該当性の判断に適切ではない点があったことを申し添えておく。

（3）裁量的公開について

審査請求人は、本件非公開情報について条例第 7 条の規定に基づく裁量的公開を求めているが、本件においては同条に規定する「公益上特に必要がある」場合と判断するに足りる事情は認め難いことから、実施機関が本件非公開情報の裁量的公開を実施しなかったことは妥当である。

（4）その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 附言

当審査会は、前記 2（5）イのとおり、前回答申において、「実施機関は、原処分において非公開とした情報の一部を公開すべきである。」との判断を

行った。それを受けて、諮問実施機関は本件裁決において、原処分で非公開とした処分の一部を取り消した。

本件裁決により原処分の一部が取り消された以上、実施機関は行政不服審査法第52条第2項の規定に基づき、改めて本件裁決の趣旨に従った決定（以下「再決定」という。）を行う義務が生じるが、当審査会が確認したところ、実施機関からは、再決定にかかる関係書類が見当たらないとの説明があった。

実施機関がかかる説明を行っている以上、本件裁決に沿った再決定が行われていないものと認められる。

よって、実施機関は、速やかに再決定を行うべきであることを、ここに附言する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

項番	資料名称	非公開情報	条例適用事項
①	「地域災害医療対策会議等について」の「神奈川県地域災害医療コーディネート研修 受講状況」	受講者に関する情報	第5条第1号本文
②	「神奈川メンタルヘルス対策推進連絡会議 特定年度 構成員名簿」	構成員に関する情報	第5条第1号本文
③	「特定施設への支援について」	「Ⅲ. 面接対応実績(9/2 現在)」中の非公開情報	第5条第4号柱書
④	「特定事件に係る職員のこころのケア対応概要」	「4 面接対応実績(9/8 現在)」中の非公開情報	第5条第4号柱書
⑤	「神奈川県公衆衛生協会 特定年度 第2回企画・学術部会」の「特定年度研究奨励表彰予備選考集計結果」	予備選考集計結果の得票数に関する情報	第5条第4号柱書
⑥	「神奈川県公衆衛生協会 特定年度 第2回企画・学術部会」の「特定年度神奈川県公衆衛生協会長表彰被表彰者推薦一覧」	表彰の推薦を受けた候補者に関する情報のうち、被表彰候補者の氏名及び推薦団体名の一部	第5条第1号本文

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 2 年 4 月 3 日 (収受)	○ 諮問
令和 6 年 10 月 22 日 (第 249 回部会)	○ 審議
令和 6 年 12 月 19 日 (第 251 回部会)	○ 審議
令和 7 年 1 月 21 日 (第 252 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
小 沢 奈 々	横浜国立大学教育学部准教授	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 （部会長を兼ねる）
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

（令和 7 年 2 月 19 日現在）（五十音順）